

みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞受賞作品の漫画制作業務委託 仕様書

1 業務名称

みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞受賞作品の漫画制作業務委託

2 納入期限

令和7年10月31日まで

3 業務内容

発注者が提示するエピソードに合わせ、漫画を企画制作し、編集・校了までの一切を行う。なお、制作した漫画は、本市が作成している冊子「福祉・介護 お仕事」(※)に掲載する。

(※) 福祉・介護の仕事のイメージアップを図ることを目的として、社会福祉施設等従事者から募集した福祉・介護の仕事の魅力が伝わるエピソードを漫画化し、仕事紹介と合わせて冊子にし、市民に配布している。

(1) 作品数

漫画1作品

- ・1作品あたり漫画8ページとすること
- ・漫画1ページあたりのコマ数は平均5コマ程度とすること

(2) 漫画内容

- ・白黒の漫画とし、仕上げデータはA5縦の冊子に合うサイズとすること
- ・作成する作品のタッチは本市が示す漫画とは異なる仕上げとすること
- ・広く市民に配布し、福祉・介護の仕事の魅力を伝えるという本冊子の目的を理解して制作し、その目的に合った内容とすること

(3) 校正

ラフ校正を3回、漫画校正を1回行う。

ア ラフ校正

- ・1回目：人物ラフの校正（イラストタッチの確認）
- ・2回目：漫画全体ラフの校正
- ・3回目：漫画全体ラフの校正

イ 漫画校正

- ・1回目：線画の校正

(4) エピソードの提供

契約後すぐに漫画ストーリーのもととなるエピソードを発注者が受注者へ提供す

る。

(5) 取材

漫画制作にあたり、受賞者やその所属施設への取材、インタビューは本市に要相談とする。なお、制作した漫画から個人が特定されないようにすること。

※取材を行う場合、必要な機材や交通費等の諸経費は受注者において準備すること

※取材実施に関する受賞者や所属施設との日程調整は発注者が行う。

4 打合せ

契約後すみやかに第1回目の打合せを行う。第1回目打合せの際には、納品までのスケジュールを提示すること。

また、第1回目の打合せをはじめ、原稿作成に関する打合せにおいては、実際に原稿を作成する者（デザイナー等）を同席させ、打合せの日時については事前に発注者と調整すること。

5 納品

(1) 納品内容

- ・電子データ：作成したデータについては、ウイルスチェックを行い、CD-R等の媒体により発注者に履行期限までに引き渡すこと。その際のウイルス対策ソフトは信頼性が高く、最新のウイルスも検出できるものを利用すること。

※【ファイル形式】下記a)～c)3種類を納品

- ・Adobe Illustrator 形式の印刷用データ（アウトライン化済みのもの）
- ・Adobe Illustrator 形式のデータ（アウトライン化処理前のもの）
- ・Adobe Illustrator 形式のPDF（アウトライン化処理前のもの）

(2) 納品場所

大阪市役所福祉局生活福祉部地域福祉課(企画グループ)

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所内2階

6 留意事項

(1) 著作権

受注者は成果物が著作権法に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

7 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島 1－3－20 大阪役所内 2階

福祉局生活福祉部地域福祉課 大路・溝口 TEL 06-6208-7958

8 その他

- (1) 見積にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義のある場合はよりよく質し、その内容を熟知の上見積を提出すること。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (2) 納入時期については、事前に事業担当と連絡調整を行い、土・日・祝日を除いた平日の午前9時から午後5時までの間に完了すること。
- (3) 見積金額には、配送料等本契約にかかる全ての費用を含むものとする。
- (4) 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例を遵守すること。(別紙特記仕様書添付)
- (5) 大阪市暴力団排除条例を遵守すること。(別紙特記仕様書添付)
- (6) 受注者又は指定管理者(再委託及び再々委託等の相手方を含む)が生成AIを利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成AI利用ガイドライン(別冊 業務受託事業者等向け生成AI利用ガイドライン第1.0版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。(別紙特記仕様書添付)
- (7) 車高 2.1mを超える車両を使用して市役所本庁舎への荷物等の搬入・搬出がある場合は、搬入出時・搬入出先・搬入出に使用する「車種」及び「色」・「車両番号」・「車高」を実行日の3日前(土日祝を除く)までに事業担当あて報告すること。(ただし、車高 2.8mを超える車両は市役所本庁舎地下駐車場への搬入・搬出に使用できない。)
- (8) 著作権は本市に帰属する。

再委託に関する特記事項

1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
 - (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
 - (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
 - (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
 - (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
 - (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。
- ### 2 誓約書の提出について
- 受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないとは判断した場合はこの限りでない。

特 記 仕 様 書

（条例の遵守）【5 条関係】

第 1 条 受注者および受注者の役職員は、本業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【6 条 2 項・12 条 2 項関係】

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）【7 条 2 項関係】

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【17 条 4 項関係】

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【21 条関係】

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

そ の 他 特 記 仕 様 書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の福祉局総務部総務課（連絡先：06-6208-7911）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること